

静岡県教育委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の区分、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）及び会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則7-1213）（以下「規則」という。）の規定に基づき、条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等を定めたので、告示する。

令和2年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

1 職員の区分及び職務内容

会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。

(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則第4条第1項に規定する教育部）

職員の区分	職務内容
事務補助職員	事務補助の業務
一般事務職員	一般事務の業務
専門事務職員	専門事務の業務
教育職員	教育に関する業務
外国語指導講師	外国語担当指導主事の助手業務
技能労務職員	法第57条に規定する単純な労務

(2) 県立学校（静岡県教育委員会組織規則第2条第1項第5号に規定する県立学校）

職員の区分	職務内容
非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務
非常勤養護教諭	生徒の養護に関する業務
スクールカウンセラー	教育に関する相談業務
スクールソーシャルワーカー	生徒の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務
非常勤講師（看護）	教育課程に基づく授業の補助業務及び医療的ケアに関する業務
乳幼児発達支援指導員	特別支援学校の超早期教育推進に伴う業務
就労促進専門員	特別支援学校の就労促進業務
初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務
初任者研修指導員（栄養）	新規採用学校栄養職員の校内研修の指導等の業務
部活動指導員	部活動においての技術的指導等の業務
外国語指導講師	外国語担当教員等の助手業務
非常勤労務職員	法第57条に規定する単純な労務
非常勤嘱託員	上記以外の業務

(3) 市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）

職員の区分	職務内容
-------	------

非常勤講師	教育課程に基づく授業及び教育に関する業務
特別支援教育支援員	特別支援教育の充実を図る業務
初任者研修指導員（養護）	新規採用養護教員の校内研修の指導等の業務
初任者研修指導員（栄養）	新規採用学校栄養職員の校内研修の指導等の業務
幼稚園等初任者研修指導員	幼稚園等の初任者研修指導に係る業務
スクールカウンセラー	教育に関する相談業務
スクールソーシャルワーカー	生徒の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務
外国人児童生徒専門員	教員等への外国人児童生徒に対する日本語指導方法等の助言
外国人児童生徒相談員	外国人児童生徒に対する母語による支援、生活への適応指導等の業務
非常勤講師（学び方支援等）	児童生徒の学習指導の充実を図る業務
学び方支援サポーター	児童生徒の学習支援の充実を図る業務
スクール・サポート・スタッフ	校務支援の充実を図る業務
学校運営支援員	教職員の業務支援に係る業務

2 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等

- (1) 条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に定める額とする。
- (2) 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第2項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与

- (1) 条例第15条に規定する会計年度任用職員は、別表第2に掲げる職員とし、その報酬は、報酬額欄に掲げる額とする。
- (2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当を支給しない。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、別表第2に掲げる職員の給与等に関し必要な事項は別に定める。

4 報酬及び費用弁償の支給日

- (1) 規則第13条及び第15条第1項の任命権者が定める報酬及び費用弁償（規則第12条第1項に規定する費用弁償に限る。）の支給日（以下(2)において「支給日」という。）は、別表第3に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条に規定する祝日法による休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。
- (2) (1)の規定に関わらず、(1)に定める日の属する月の初日（その日が休日等に当たるときは、その後においてその日に最も近い休日等でない日）の翌日から(1)に定める日の前日までの間において、休日等でない日の日数が2日に満たない場合にあつては、支給日は、別表第3の支給日欄に掲げる日の後において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

5 期末手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当の支給日は、別表第4の職員の区分欄及び基準日欄に掲げる職員の区分及び基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 報酬の基本額

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)	
教育部に勤務する職員	教育職員	1,648円	
県立学校に勤務する職員	非常勤講師	2,820円	
	スクールカウンセラー	臨床心理士等専門的な資格を有する者	5,000円
		上記以外の者	3,000円
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士等専門的な資格を有する者	3,000円
		上記以外の者	1,500円
	乳幼児発達支援指導員	1,719円	
	就労促進専門員	1,500円	
	初任者研修指導員（養護）	2,820円	
	初任者研修指導員（栄養）		
	部活動指導員	2,000円	
小学校等に勤務する職員	非常勤講師	2,820円	
	特別支援教育支援員	1,000円	
	初任者研修指導員（養護）	2,820円	
	初任者研修指導員（栄養）		
	幼稚園等初任者研修指導員	2,500円	
	スクールカウンセラー	臨床心理士等専門的な資格を有する者	5,000円
		上記以外の者	3,000円
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士、精神保健福祉士等専門的な資格を有する者	3,000円
		上記以外の者	1,500円
	外国人児童生徒専門員	2,500円	
外国人児童生徒相談員	1,800円		

	非常勤講師（学び方支援等）	2,780円
	学び方支援サポーター	1,000円
	スクール・サポート・スタッフ	1,000円

別表第2 報酬の基本額

職員の区分		報酬額
外国語指導講師	来日1年目	月額28万円
	来日2年目	月額30万円
	来日3年目	月額32万5千円
	来日4年目及び5年目	月額33万円

別表第3 報酬及び費用弁償の支給日

職員の区分	支給日
教育部に勤務する職員（外国語指導講師を除く。） 県立学校に勤務する職員（高等学校に勤務するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び外国語指導講師を除く。）	翌月10日
小学校等に勤務する職員（幼稚園等初任者研修指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外国人児童生徒専門員及び外国人児童生徒相談員を除く。）	翌月21日
スクールカウンセラー（特別支援学校に勤務する者を除く。） スクールソーシャルワーカー 幼稚園等初任者研修指導員 外国人児童生徒専門員 外国人児童生徒相談員	翌月末日
外国語指導講師	当月21日

別表第4 期末手当の支給日

職員の区分	基準日	支給日
教育部に勤務する職員	6月1日	6月30日
	12月1日	12月10日
県立学校に勤務する職員	6月1日	6月30日
	12月1日	12月21日